

岐阜県地域農業災害経営資金融資措置要綱

昭和53年 4月 4日農経第102号
最終改正 令和 3年 4月 1日農経第106号

第1 目的

この要綱は、暴風雨、降霜、降ひょう等の天災によって損失を受けた農業者に対し、農業経営に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じて、その経営の安定に資することを目的とする。

第2 資金の設置

岐阜県農業企業化資金助成規則運営要綱（平成14年農産第860号。以下「運営要綱」という。）第3の1の(2)のイに規定する農業企業化特融資金の「その他特融資金」において本資金を設置する。

第3 融資対象事業

種苗、肥料、飼料、薬剤、購入価額が12万円以下の農機具、家畜、家きん、しいたけほだ木、稚魚、稚貝又は飼料の購入資金、ビニールハウス、温室等簡易な施設の復旧費、その他労賃、水利費、共済掛金、資材費等農業経営に必要な資金

第4 貸付対象者

第9に規定する被害認定書により市町村長の被害認定を受けた農業をおもな業務とする者であって、次に掲げる被害を受けた者（以下「被害農業者」という。）

1 農作物、畜産物、繭の減収の場合

$$\frac{30 \text{ (減収量)}}{100 \text{ (平均収穫量)}} \text{ 以上で、かつ } \frac{10 \text{ (損失額)}}{100 \text{ (平年農業総収入額)}} \text{ 以上}$$

2 樹体被害の場合

$$\frac{30 \text{ (樹体損失額)}}{100 \text{ (被害時価額)}}$$

第5 貸付条件

1 貸付利率

本資金の貸付利率については、農業制度資金等の貸付利率等に関する取扱要領（平成15年10月21日付け水田第951号。以下「取扱要領」という。）に定めるところによる。

(1) 特別被害地域内の特別被害農業者 $\left[\frac{50 \text{ (損失額)}}{100 \text{ (平年農業総収入額)}} \text{ 以上か } \frac{50 \text{ (樹体損失額)}}{100 \text{ (被害時価額)}} \text{ 以上} \right]$ 年3.0%以内

(2) 30%以上の被害農業者 $\left[\frac{30 \text{ (損失額)}}{100 \text{ (平年農業総収入額)}} \text{ 以上} \right]$ 年5.5%以内

(3) (1)及び(2)以外の被害農業者 年6.5%以内

2 貸付限度額及び償還期限

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号。以下「天災融資法」という。）に定める条件とする。

第6 利子負担率

県は、市町村が取扱要領農業企業化資金利子負担率表の地域農業災害経営資金の項に定める利子補給を行う場合に、融資機関に対し利子補給を行う。

第7 天災融資法との関係

本資金に係る天災につき、天災融資法が発動された場合は、知事の指定する日に本資金を天災融資資金へ切り替えるものとする。

第8 特別被害地域の指定

知事は、第5貸付条件1貸付利率の適用に関して、天災融資法第2条第5項第1号に定める特別被害地域を指定するものとする。

第9 被害認定

- 1 市町村長は、農業被害認定書（別記様式）により被害認定を行う。
- 2 借入申込者は、借入申込書に農業被害認定書を添付するものとする。

附則

この要綱は、昭和53年 4月4日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年 9月17日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年10月21日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

別記様式

〇〇災害についての農業被害認定書

(被害農業者)
住 所
氏 名
名称及び
代表者名

1 減収被害

被害農作物名 又は 被害畜産物名	作付反別 又は飼養 頭 羽 数	反当収量又 は 1 頭(羽) 当たり収量	左の作付反別 (飼養頭羽数)に よる 平 年 収 量 (A)	標記天災に よる減収量 (B)	標記天災に よる減収率 (B/A)	単 価 (C)	標記天災による 減収金額 (損失 額) = (B) × (C)	年間農業 粗 収 益 (E)※	(D) (E)
1									
2									
3									

2 樹体被害

果樹、茶樹又は 桑樹の品種名又 は仕立法	樹 齢	栽培面積 (F)	樹体評価標 準額による 単 価 (G)	被害時の樹 体 価 額 (H)=(F)×(G)	標記天災に よる樹体損 失率 (J)	標記天災に よる被害面 積 (K)	標記天災による 損 失 額 (L)=(G)×(J)×(K)	(M) (I)	(D)+(M)
	年	a	円	円	%	a	円	%	円
		合計		合計 (I)			合計 (M)		

〇〇災害についての被害は、上記のとおりであることを認定します。

年 月 日

市 町 村 長

- (注) 1 果樹栽培者には(果)を、家畜等飼養者には(家)を、被害農業者名の前に付すこと。
2 「1 減収被害」の桑については、通常見込まれるまゆの収量に換算して記入すること。
3 「2 樹体被害」の果樹、茶樹又は桑樹の2以上が樹体被害を受けた場合は、果樹、茶樹又は桑樹の別に区分してそれぞれ合計すること。
4 被害認定書には、年間農業粗収益の内容及び農地の利用状況を示す下記明細表を添付のこと。

作物(果樹、茶樹 又は果樹を含む) 名及び畜産物名	作付反別又は 飼養頭羽数	反当収量又は1頭 (1羽)当たり収量	平 年 収 量	単 価	粗 収 益
			円	円	円
	(経営耕地面積) a				合計 (E)※